

こ成母第 168 号
令和 6 年 4 月 5 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等
に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（通知）

昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）」に規定されている一時金の支給の請求期限を 5 年延長する「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 12 号。以下「法」という。）が令和 6 年 3 月 29 日に成立し、本日施行されたところである。本法の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、都道府県におかれては、管内市町村にも周知して頂くようお願いする。

記

第 1 一時金の支給の請求期限の延長

一時金の支給の請求の期限が令和 6 年 4 月 23 日（施行日から 5 年を経過する日）までとなっているところ、これを 5 年延長し、令和 11 年 4 月 23 日（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行の日（平成 31 年 4 月 24 日）から起算して 10 年を経過する日）までとすること。

第 2 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

以上

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年四月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第十二号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「五年」を「十年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄